

平成 2 6 年

# 学校建設等特別委員会記録

平成 2 6 年 1 1 月 1 8 日

和 光 市 議 会

## 学 校 建 設 等 特 別 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年11月18日(火曜日)  
午後 2時15分 開会 午後 4時11分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 17名

委 員 長	栗 原 次 男 議 員	副 委 員 長	赤 松 祐 造 議 員
委 員	金 井 伸 夫 議 員	委 員	熊 谷 二 郎 議 員
委 員	須 貝 郁 子 議 員	委 員	田 上 安 男 議 員
委 員	吉 田 武 司 議 員	委 員	阿 部 か を る 議 員
委 員	村 田 富 士 子 議 員	委 員	佐 久 間 美 代 子 議 員
委 員	吉 田 け さ み 議 員	委 員	待 鳥 美 光 議 員
委 員	駒 井 政 公 議 員	委 員	猪 原 陽 輔 議 員
委 員	齊 藤 秀 雄 議 員	委 員	斉 藤 克 己 議 員
議 長	菅 原 満 議 員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
教 育 長	大 久 保 昭 男	企 画 部 長	山 崎 悟
総 務 部 長	橋 本 久	保 健 福 祉 部 長	東 内 京 一
建 設 部 長	田 中 義 久	教 育 部 長	上 篠 乙 夫
教育委員会事務局審議監 兼 学校建設準備室長			棚 谷 安 久
建設部次長兼 道路安全課長	戸 田 伸 二		
教育委員会事務局次長 兼 学校教育課長			橋 爪 永
企画部副審議監 兼 財政課主席検査員			柳 下 和 美
財 政 課 長	奥 山 寛 幸	総 務 課 長	喜 古 隆 広
秘書広報課長	大 野 久 芳	教 育 総 務 課 長	河 野 育 雄
学校建設準備室主幹 兼 室長補佐			長 坂 裕 一

◇事務局職員

議会事務局長 郡 司 孝 行  
議事課長補佐 平 川 京 子

議会事務局次長 伊 藤 英 雄  
主 事 山 田 航 平

◇本日の会議に付した案件

学校建設及び適正な配置に関することについて

- ・新設小学校の通学路（案）及び交通安全対策について
- ・新設小学校建設工事請負契約及び工事工程（案）について
- ・（仮称）和光市立下新倉小学校及び学校併設施設利用等検討委員会の報告について
- ・その他

午後 2時15分 開会

○栗原次男委員長 ただいまより学校建設等特別委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、本日は、須貝委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

市長。

○松本市長 本日は、全員協議会でお疲れの中、第7回学校建設等特別委員会を御開催いただきまして、ありがとうございます。また、市政各般については、日ごろより大変お世話になっております。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、市の最重要、最優先施策の1つとして、平成28年度の開校を目指して全力で取り組んでまいりました新設小学校の建設も厳しい入札状況の中でありまして、11月10日には建設工事の入札公告を行い、大きな正念場を迎えているところでございます。

これまでに6回の特別委員会を開催しておりますが、このたび実施設計の完了に伴い、施工事業者の決定を待つ段階になっております。工期といたしましては、約15カ月と大変厳しいことや市内初の複合施設となる小学校であることも考慮に入れ、学校建設に係る技術や実績がある信頼性の高い事業者による一貫した施工計画で進められるよう努力してまいります。

また、このほかにも開校に向けた準備として、通学路とその交通安全対策及び学校開放と併設施設の利用に関する諸課題についても検討を行い、庁内が一丸となって取り組んでいるところでございます。

なお、当契約案件につきましては、12月定例会の会期中に提出を行ってまいらる予定でございますので、議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○栗原次男委員長 休憩します。(午後 2時18分 休憩)

再開します。(午後 2時19分 再開)

本日の資料は、既に配付してありますとおりで、後日、記録とあわせて公開します。

それでは、議題に入ります。

本日は、(仮称)和光市立下新倉小学校建設等の進捗についてとして、1、新設小学校の通学路(案)及び交通安全対策について、2、新設小学校建設工事請負契約及び工事工程(案)について、3、(仮称)和光市立下新倉小学校及び学校併設施設利用等検討委員会の報告について、最後にその他となります。

項目ごとに説明、質疑、または確認をして進行していきますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、1、新設小学校の通学路(案)及び交通安全対策について説明を求めます。

初めに、上篠教育委員会事務局教育部長、続いて戸田建設部道路安全課長からお願いします。教育部長。

○上篠教育部長 まず初めに、新設小学校の通学路（案）について御説明をいたします。

配付した説明資料の資料2をごらんいただきたいと思います。

この資料2の図面の中央に、新設小学校の表示をさせていただいております。緑の実線が新設小学校の通学区域となっております。この区域の中の青の実線で表示された道路が既存の通学路として指定されている道路でございます。紺の点線で表示された道路が、新たに通学路として指定が予定される道路でございます。

新設小学校につきましては、市道377号線から進入していくような形になりますので、それぞれの各地域から市道377号線に向かって道路が通学路として指定される予定としております。

この通学路（案）につきましては、白子小学校と新倉小学校のPTAと保護者代表の皆様や教頭を初め教職員と協議、現場調査を実施して作成したものでございます。

今まで新倉小学校、白子小学校に登校していた通学路を逆方向に進むという形が基本的な考え方になります。最終的には新設校の校長先生が通学路として指定するものでございます。

通学路（案）については以上でございます。

〔須貝郁子委員出席〕

○栗原次男委員長 ありがとうございます。

続いて、道路安全課長。

○戸田道路安全課長 引き続きまして、新設小学校の通学路の交通安全対策につきまして説明させていただきます。

お手元の資料3、資料4、資料5を用いて説明させていただきたいと思います。

まず最初に、資料3をごらんください。

信号機の新設及び移設につきましては、3カ所、埼玉県警に要望してございます。

新設箇所としまして、01、市道373号線と市道377号線の交差点、02、市道372号線と市道377号線の交差点の2カ所。移設箇所としましては、現在、元県道新倉一蕨線で現在市道537号線と市道118号線の交差点にありますボタン式信号機を市道372号線も規制し、移設するように要望しているところでございます。これにつきましては、10月15日付で、朝霞警察署を通じて要望してございます。

次に、資料4をごらんください。

横断歩道新設及び移設につきましては、9カ所要望してございます。

新設としましては、01の市道3号線と市道137号線交差点、02の市道376号線と市道383号線の交差点、03の市道377号線と市道374号線交差点、04の市道377号線と市道371号線交差点、05の市道377号線と市道370号線交差点、06の市道377号線と市道369号線の交差点、07の市道377号線と市道423号線の交差点、08の市道370号線と市道376号線の交差点の計8カ所。移設としましては、09の県道練馬一川口線と市道428号線の交差点を要望してございます。

要望につきましては、上記と同じく10月15日に朝霞警察署を通じて要望してございます。

次に、資料5をごらんください。

時間帯規制、スクールゾーンにつきましては、01の市道372号線上、県道和光インター線交差点から市道377号線、02の市道370号線上、市道374号線交差点から市道423号線の交差点、03の市道370号線上、市道370号線交差点から県道練馬一川口線、04の市道375号線、05の市道114号線の5路線を要望してございます。時間帯につきましては、午前7時半から午前8時半まで、下校時につきましては午後3時から午後4時までを要望してございます。

また、緑色で示してございます廃止要望箇所としましては、市道376号線上、市道383号線交差点から市道423号線の交差点を要望しております。これにつきましても10月15日付で要望しているところでございます。

以上、交通規制に関する要望につきましては、12月2日に埼玉県警本部と現地にて協議する予定でございます。

次に、市単独の対応としまして、資料3をごらんください。

既存の通学路でございます市道366号線につきましては、用地を取得しまして、拡幅工事も実施済みでございます。新規通学路でございます、既に用地取得した市道365号線の一部につきましては、現在整備中でございます。

市道428号線及び市道375号線につきましては、既に権利者と契約を締結しておりまして、所有権移転登記も終了しているところでございます。

そのほか、市道124号線及び市道365号線につきましても、市道拡幅用地の取得を見込んでおりますので、平成27年度中には整備する予定でございます。

このほかにも、市道377号線の歩道等につきまして、用地取得に向け権利者と調整しているところでございます。

道路整備以外では、平成27年度中に新規通学路と既存通学路にグリーンベルトを含めた路面表示を実施する予定です。また、可能な路線につきましては、歩車道を分離するような工事も考えているところでございます。

交通安全体制につきましては以上です。

○栗原次男委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を行います。

駒井委員。

○駒井政公委員 資料4の信号機の件ですが、この09の移設というのは、吹上観音前交差点に横断歩道橋があったと思いますが、これは平面の横断歩道等をつくるのでしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 この横断歩道の移設につきましては、市道428号線上に表示している横断歩道が県道練馬一川口線に接近していることから、安全面を考慮しまして、東側のほうに移設します。児童の安全確保のための移設でございます。

○栗原次男委員長 駒井委員。

○駒井政公委員 そうすると、オリンピック道路じゃなくて、市道428号線上の横断歩道ということですか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 そのとおりでございます。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 資料2の通学路（案）ですが、黄色の部分について、それぞれ選択通学区域となっていますが、例えば新倉3丁目については、新倉小学校ということになるかと思うんですが、それぞれどこの学校との選択制を考えているのかが1つと、それから2点目に、これは期間を定めるのか。それとも、ずっと今後とも選択通学区域として定めていくのか、この2点について伺います。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 新設校の通学区域でございますが、本日配付したレジュメの1ページに通学区域が示されております。その中で、現在未整備の通学路等の関係で不安のある方もいるということで、通学区域の変更調査会の中では、この新倉3丁目につきましては、新設校の通学区域ではありますが、新倉小学校の選択ができるという区域でございます。

それから、下新倉4丁目の表示部分につきましては、新設小学校の区域にはなりますが、白子小学校の選択ができるという区域でございます。白子3丁目も同様の区域でございます。

それで、この選択の期間でございますが、いつまでという定めはありませんが、通学路等道路整備の状況等が進めば、選択の区域をこの区域に絞って、新設校の区域にしていく方向になるかなと考えております。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうしますと、その選択制の通学区域については暫定措置であると。

それで、一応見込みとしては何年間ぐらいと考えられますか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 先ほどの説明で、通学路等の整備等もありますが、変更調査会の中でいろいろな御意見をいただいております。それで、下新倉4丁目、白子3丁目につきましては、地元の自治会、それから地域育てる会の関係などもありますので、そういう選択の区域として定めております。

ですから、先ほども申しましたが、その中でいつまでという期間を限定はしておりませんので、何年かたちまして、その辺の社会情勢といいますか、地域情勢も考慮して、検討に入るのかなと考えています。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 資料2の通学路（案）なんですけれども、白子3丁目の子供たちが新設校に行くとき、オリンピック道路を横切るのは、市道428号線と、それから市道400号線から下

新倉に入る、この2カ所のみということなのでしょうか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 通称オリンピック道路でございますけれども、吹上観音前交差点ということで、既存の歩道橋がわたっているわけでございますが、これを通るということでございます。そこに行くための通学路の予定がこちらの市道でございます、あくまでも歩道橋を渡って下新倉5丁目に入って行く形をとらせていただきました。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 そうすると、この市道112号線の既存の信号機の位置ということでピンク色の丸がありますでしょう。ここのオリンピック道路は横断しないということなんです。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 平面では横断しません。あくまでも歩道橋で、白子3丁目側から下新倉5丁目側に行くというものでございます。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 わかりました。歩道橋があるところ1カ所だけですということですよ。ね。

確かに歩道がないところは死亡事故も何度か起きています。このオリンピック道路を横切るところは本当に危険だと思っていましたから、それはわかりました。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 いろいろ交通安全対策をやっていたわけですが、例えば資料3であれば、この昭和通りのところ、03（移設）と書いてある、その隣のピンク色のところですね。そこから373号線で清掃センターのほうに向かって、その途中で水道道路を左折するというトラックや大型車が非常に多いんですね。きょうの午前中もそこを通りましたけれども、10tトラックが普通に通っています。その辺の大型車の規制は考えているのでしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 今、委員がおっしゃいました373号線につきましては、本新設校の通学路にはなっていないので、昭和通りを行った上で372号線のほうに横断していただいて、そのまま左側の歩道を北上していただきまして、02の交差点で新設校に進入する形になっております。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 ただ、やはりちょうど移設のところと次のピンク色の信号機ですね、この間と昭和通りも非常にダンプが通りますので、そこは通学路になっているわけですね。ともかく一番保護者の方が心配しているのは、このあたりのダンプの数です。そこを抜け道として、オリンピック道路から左折してやってくるわけです。この部分、それからもう少し先までもそうですけれども、一番心配なのは、今申し上げた信号と03の交差点の間だと思うんですけれども、その辺の対策はきちんとしていただきたいと思います。これで保護者の方が心配してい

っしやる安全対策というのは十分であるとお考えなのか、その辺を確認したいと思います。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 通学路の安全対策につきましては、先ほど申し上げたとおり、交通規制につきましては県警に要望をし続けていく考えでございます。

あと、市独自でできるものにつきましては、先ほど申し上げたほかにも、来年度中に踏査した中で、可能な工事があれば実施していくことを考えてございます。

○栗原次男委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 資料1の市道377号線と371号線の最終的に学校に入るところの交差点ですけれども、ここには全校児童が集まってくると思うんですが、敷地と道を挟んだところに大型車両の駐車場があると思うんです。それで、そこから出入りする車はかなり走行しているんですが、最終的に全校児童が集まってくる交差点で、大型車両の駐車場がすぐ脇にあるということで、ここの安全対策はいかがでしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 市道377号線につきましては、既に大型規制がしておりますので、走行できる車は中型車、8t車未満の車という形になってございます。この付近の安全対策につきましては、先ほど申し上げたとおり、用地取得を含めた形で歩道の確保ができるところは用地交渉を鋭意進めていきたいと思っておりますので、平成27年度にどの程度までできるか、なるべく粘り強く交渉に挑んでいきたいと考えております。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 資料3の新規通学路(案)、点線のところですが、ここで歩道設置ができる場所はどこどこなのか。道路の拡幅を計画しているんだと思うので、できるだけ歩道設置してほしいと思うんですが、どんな状況でしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 先ほど冒頭で、市の単独の対応として御説明させていただきましたが、既存通学路におきましては、エリアの東側、市道366号線を既に用地取得しておりまして、路側帯の拡幅工事を実施済みであります。

新規の通学路としましては、西本村ふれあいの森付近の現在高層マンションを建築しているところの用地につきましては既に取得しておりまして、現在整備中であります。

それと、市道375号線と市道428号線の交差点付近になりますが、この付近につきましては、所有権移転登記も済んでおりますので、来年度に歩道整備工事を実施する予定でございます。

今現在、歩道整備が確実にしているところは以上です。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 学校に近い市道377号線ですが、ここはどんな計画ですか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 この路線につきましても、今現在、権利者と調整する形で進めておりま

す。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 その調整するということなんですが、歩道を設置する計画はないんですか、あるんですか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 こちらで希望するような幅員での用地取得が可能になれば、歩道は整備できると思います。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 通学路のところで白子4丁目の通学路について、資料はどれを見てもいいんですけども、資料5で見ていいですか。資料5で、白子4丁目のところ、新規通学路の案で点線がありますよね。ここは信号機はありましたか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 こちらにつきましては、横断歩道になろうかと思えます。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 ここは信号機の要望というのは、例えば押しボタンにでもされないのでしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 新設小学校の信号機の設置要望につきましては、10月15日もやってございますが、平成26年2月14日にも要望してございまして、その中では、こちらの信号設置も要望しております。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 わかりました。

もう一つ、その資料5で時間規制をしていますけれども、その前後ですね。例えば路上に標識や障害物を設置するとか、保護者の協力を求めるとか、そういう計画はあるのでしょうか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 当然、開校するに当たりまして、交通指導員等、そういった方も必要でしょうし、通学路に指定していただければ、そこに、今の既存校でもやっているとおりに、地元の方をお願いしたりして何か障害物を置かないと、やっぱり通ってしまうのかなと思いますので、そういうことはやっていきたいと考えております。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 最初に、資料3、通学路が決まっているんですけども、通学路に出る道は今後どのようにして決めていくのでしょうか。教育委員会が決めた通学路はあるんですけども、そこに出ていく道がありますね、広いエリアですから。それは今後、保護者とか班を決めて、決めていくのでしょうか。非常に盲点になると思うんですけども。

○栗原次男委員長 教育長。

○大久保教育長 これは基本的に大まかなメインの通学路になっています。通学班を編成しますと、当然集合場所が決まるわけです。その集合場所からこのメインとなる道路に出ていくと。これは、地域の保護者と学校の通学班担当の職員で現地を見ながら決定していきます。そのような流れで御理解いただければと思います。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 そこが一番重要だと思います。

次に、資料5で、スクールゾーンで規制をされていて、トラックはその時間帯、通れませんが、抜け道を通ってスクールゾーンを横断はできるんですか。スクールゾーンでぴたっと完全にとめるということですか。交通のルールがはっきりわからないので。

例えば新設小学校の前にスクールゾーンができますね。その後、トラック置き場からトラックがスクールゾーンの向こう側に抜ける場合、要するに横断は可能なのでしょうか。そこはとめますか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 交通規制につきましては、路線としては1路線で規制しておりますが、垂直方向の横断することは、防げなく、可能ではないかと考えております。それは認めないと、近隣の利用者が非常に不便になりますので、それはやらざるを得ないのではないかと考えています。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 これよく考えないと、スクールゾーンで規制していますが、やはり向こうに渡るために横断が結構あると事故のもとになります。そこは本当によく考えるべきだと思うんです。

一方通行とかそういうことは検討はされたんですか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 教育委員会といたしましては、新設校の外周道路、時計回りとか反時計回りの一方通行、そういうことも当初から考えておまして、道路安全課等とお話し、要望という形で出しているんですが、なかなか一方通行というのは難しいのかなとも考えておりますけれども、引き続き通学、下校の際の安全のために、そういった要望はしていきたいと考えております。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 横断歩道についてですけれども、大まかな通学路の横断歩道は設置されていますけれども、この枠内の危険な箇所ではいろんなことが起きてくると思うんです。枠内の横断歩道の必要なところは保護者から声が上がれば、やっぱりつける必要があると思うんです。一番の盲点ですからね。その辺は検討はされたのでしょうか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 これ、全ての交差点に横断歩道をつけられれば一番いいのかなとは思いますが

けれども、車の通行の関係もございますので、それは不可能な部分かなとも思っています。まず教育委員会では、新設校に各地域から向かっていく、その通学路になるであろうというところに、そういう安全施設の設置を考えたところでございます。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 本当に全ての交差点に横断歩道をつけるぐらいの意気込みでないと、この地域は何人も人が亡くなっています。1人でも命が失われたら大変なことになります。学校自体はいい学校ですけれども、そういう一番危険なものをはらんでいますので、警察に要望しているだけじゃなくて、本当に設置してくれという強い意志を持って臨んでほしいんですけれども、どういう気持ちで臨んでいますか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 先ほども説明の中で申し上げましたが、この要望につきましては、12月2日に1日かけまして机上の説明と現地での立ち会いでの協議ということで、こちらの熱意を伝えた上で、全ての要望が実施されるようお願いしたいと考えております。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 最後に、信号についてですけれども、信号は要望していますけれども、要望していても埼玉県の朝霞管区内には信号はなかなか設置されません。私の経験でも、千何百名の署名をして、何年たっても、つけると言ってつけるまでに時間がかかります。学校ができるまでには信号は設置していただけるのでしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 県内の全自治体から数多くの信号の設置要望が提出された中で、公安委員会で審議した後に県内年間数十カ所設置していると聞いております。ことしはたまたま和光市は、北インター付近に2カ所信号機が設置される予定になっておりますが、これは1自治体で見ると非常にまれなことだと考えております。

ただ、今回、新設小学校ということで、やはり特段な配慮を埼玉県警察本部、公安委員会にもしていただきたいと12月2日の協議の際にもお話しさせていただき、実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 開校までにぜひですね、本当に設置していただきたいと思います。これは要望です。

○栗原次男委員長 副市長。

○大野副市長 埼玉県警察への交通安全施設の要望につきましては、市長も非常に危惧をされていまして、本日午前中、朝霞警察署長に対してじきじきに要望に行っております。市として努力しているということで御理解いただきたいと思います。

○栗原次男委員長 吉田武司委員。

○吉田武司委員 資料5の通学路の案について、安全に考慮されていい案ではないかと思いま

すが、廃止要望箇所があるんですけれども、これは廃止しないで継続して時間規制をとっておいたほうがいいのかというのが1つと、あと、この時間規制をこれだけかけたことによって、今までここを通過していた車両がどこに流れるかという、そういう予想は立てたのでしょうか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 この案につきましては、案を提出する以前に、この要望の素案が上がった段階で、朝霞警察署の交通担当に図面を見ながら説明させていただきまして、並走する2路線が交通規制という、近隣住民の方の動きがとれなくなってしまうということもありますので、移設という形での廃止、新設という考え方になったものでございます。

あと、今現在の車の流れのシミュレーションに関しましては、具体的にはしてございません。

○栗原次男委員長 吉田武司委員。

○吉田武司委員 この案を立てるのにPTA、また、地域の保護者から御意見を聞いたということなんですけれども、白子3丁目の市道428号線なんですけれども、この新しいところはちょっと坂を上って、やまと幼稚園のほうに上がって、遠回りをして行かなければいけない通学路になっています。近隣の保護者等には、ちゃんと意見を聞いて、この厳しい通学路になったのかなと思うんですけれども、市道428号線を通るという案はなかったのでしょうか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 当初は、市道428号線を歩いて歩道橋の下に行く、それから市道428号線を白子3丁目側から4丁目側に渡って北に進むとか、いろいろ考えたんですが、渡るというのをなるべく減らしたいということで、それがなくなりました。あと、市道428号線の歩道につきましては、かなり狭いんですね。雨の降った日に行ってみたんですが、傘を差していなければ何とかすれ違えるんですけれども、それでも狭くて、傘を差しているともうだめです。

それともう一つは、隣の板橋区の小学校への通学路にもなっているんですね。ですから、同じ時間帯にちょうどぶつかってしまうんです。

そういうことも考えまして、1回上るということはあるんですけども、安全に歩行者等のすれ違い等が十分できる幅員のほうを選んで歩道橋に進んだほうがいいのかということで、こちらにしました。

それで、これは白子小学校の保護者にも伝えております。

○栗原次男委員長 吉田武司委員。

○吉田武司委員 この上ってから下がってオリンピック道路に出るルートですけれども、大人でもかなり厳しい勾配がついているというか、坂になっているんですよ。その辺はもっと、少しなだらかに改良するとか、そういうのは考えているんですか。

○栗原次男委員長 道路安全課長。

○戸田道路安全課長 オリンピック道路に出るところには、改良という言葉はそぐわないと思うんですが、修繕程度の工事は予定しております。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 いずれ配置するんでしょうけれども、交通安全立哨指導員の配置の件については、話し合い等は進めているのか。実際に通ってからでは遅いので、その点の計画についてはどうなっているか伺います。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 事前に教育委員会で、主要な交差点といいますか、絶対に子供だけでは渡らずに、大人が見ていたほうがいいたろうという交差点については、交通安全立哨指導員を配置できるように考えていきたいと思えます。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 それは一応、これが決まってからという話になるのか、通学路や信号機設置とかそういったものが確定した後、設定していくということになりますか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 いずれにしましても、開校時に、施設整備とは別に、やっぱり交通安全立哨指導員は必要だと思っていますので、その指導員の部分はこちらで考えていきたいと思っています。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 先ほど吉田委員が質問いたしましたけれども、市道428号線を避けているように考えているようですが、この道路を拡幅するということをやっぱり真剣に考えるべきだと思うんですよ。小学校は、これから50年、100年と続いていくわけですよ。最初にやってあげなければ、このままで10年後も20年後もこの狭い道路のままだと、必ず事故が起きる。車はふえていくわけですから。

やはり教育委員会だけじゃなくて、建設部も絡まって、真剣に道路拡幅をお願いしたい。またもう1点で信号機の設置は考えているのでしょうか。まずそこを聞きます。

○栗原次男委員長 建設部長。

○田中建設部長 道路拡幅、これは基本的に権利者の協力がなければなかなかできません。ただ、今、学校建設ということで、従来難しかった権利者も、この機会を契機として、市としましても御協力をお願いする形で、積極的に進めているところでございます。

ただ、現実に建物が建っているとか、生活に重大な影響を与える中で、そこを御理解いただくというのは非常に難しい点があることも事実でございます。先ほど課長から幾つか、今進めているところについて申し上げましたが、これだけ箇所を進めているというのは、本当に近年ありません。12月議会にも道路の拡幅について補正予算を出させていただきますが、市とすれば積極的にその辺は進めていきます。

それからもう一つ、これはあくまでも教育委員会等と協議をして、交通規制、あるいは横断歩道、それから信号機についても現在、要望を出している状況のものでございます。それで先ほど来、御発言もございましたが、信号機の設置、横断歩道も含めて、それから交通規制、これについては県の公安委員会の権限になりまして、実現には非常に難しい部分もございます。

それで、特に交通規制も、これは権利者、生活している方、土地を所有している方等の同意も必要になってきます。

ですから、そういうことの御理解がないと、例えば交通規制をしました。けども、実際生活上その道路を通らなければならないといった道路については、警察は基本的には交通規制をやらないということです。なぜかと申しますと、結局規制をしても、実態としてそこを車が通る結果になると、結局交通規制しても無駄になるということで、公安委員会としても、そういう規制はしないということも事前に説明をいただいています。

ですから、その辺の状況も含めて、改めまして12月2日には現況確認に来るということも言っておりますので、こちらでその辺の状況や要望を十分聞いていただくように説明いたします。その中で、今言った信号機から、もろもろの規制等も含めて、実施していくということを極力、実現できるように努力してまいりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 建設部長がそう言って、できない理由ばかり掲げていますけれども、あいてる土地のちょっとでもセットバックできれば、そこで子供は退避できます。土地を買って、パーツ、パーツでもいいから広げていくような姿勢で取り組んでもらいたいと思います。もう一つは、小学校の真ん前の信号機、ここは信号機のまわりに相当な空間をとらないと、何百人の子供がそこで待つようになります。その信号機周辺、学校の間近の信号機の前は広く道路を拡幅して、そういう待機場所を設置することは考えているのでしょうか。

○栗原次男委員長 建設部長。

○田中建設部長 今おっしゃられたとおり、これは一遍にその路線を全て拡幅できればいいんですが、とてもそれは現実的には無理です。ですから、今、委員がおっしゃったように、もう部分部分でも拡幅できるところを1カ所でも多くやっていくという考え方でやっています。

それから、今言った信号、あるいは横断歩道のところにはやはり、特に信号のところにつきましても、そのたまりというのが必要なんです。ですから、その辺も協力を得られるところはお話をして、獲得に向けて努力していくと。

ただ、信号機につきましても、例えば隅切りをとると、本当に地主の方からすると非常に使いにくい形になるというのもまた事実なんです。その辺をいかに御協力いただき、こちらの要望に合う形でできるかどうか。

できない理由を申し上げているのではなくて、そういう課題がある中で、市としても要望にかなう形で、今進めている状況を御説明したということで御理解いただきたいと思います。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 プールをしっかりとっていないと、渡り切れなくて最後の子供が信号が黄色になって走ってくっついていくようになって事故が起きるんですよ。そういうことをよく考えて、吉田委員がおっしゃったけれども、本当にいろんなシミュレーションをして、道路の形などを検討していただきたい。

普通の信号をつけるだけで解決する問題じゃないですから。いろんな事故を想定した形で検討、熟慮してやっていただきたいと思います。これは要望です。

○栗原次男委員長 齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 それでは、1点だけお聞きいたします。

確認ですけれども、市道371号線の安全対策ですが、小学校側には歩道が設けられますけれども、このところが一番児童の通過人数も多くなるということで、資料4ですと04ということで横断歩道の要望箇所が上がっています。これ水道道路からの、ほかのところの規制が入れば、通過車両も多くなるのかという考え方もあるんですが、市道371号線に関してはどのような判断があったのか、1点お聞きいたします。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 以前から設計図面等を見ていただいていると思いますが、新設校の東側、この04のところを新設校の正門に向かっては、パークアベニューというふうに遊歩道を設けますので、安全対策がとれると考えております。

○栗原次男委員長 齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 それは承知しているんですけれども、市道372号線ですとかの車両規制、時間規制等も入ってきますので、小学校側の市道371号線、パークアベニューがあるから小学校の側はいいです。ただ、04の交差点のところが一番人数的には危険箇所として上がってくるのかなという認識もありましたので、お聞きいたしました。そこら辺の対応については、今後現状を見ながら確認をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 周辺の企業に、ぜひ市から協力依頼をしていただければと思うんです。大型トラックの駐車場もたくさんあります。例えば2りんかんがありますよね。この2りんかんから市道369号線を北上して、市道377号線を通り過ぎた東側、この辺もトラックの駐車場がたくさんあるんです。もうすごく狭いところですけども、普通に10tトラックが走っていくんですね。どこへ行くのかなと見ていたら、1つは水道道路に抜けるためだったんです。だから和光2りんかんのところから曲がって、抜け道に使うんですね。もう一つは駐車場に入っていたんです。

そういうトラックがもう時間に関係なく非常に頻繁に行き来するこのエリアでありますので、できればもう今から、学校ができるということをお知らせしてほしいと思います。本当に飛ばしていきますのでね、ぜひ企業に対して、子供たちの安全ということで、それは当たり前のことなんですけれども、その協力ということ、ぜひお願いしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○栗原次男委員長 教育部長。

○上篠教育部長 御存じのとおり、下新倉5丁目と下新倉6丁目あたりは、かなり駐車場としての開発といいますか、そういった利用形態が多いわけですが、どこまで協力依頼で

きるかわかりませんが、そういったことも検討する必要があるのかなとは考えております。

○栗原次男委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて1、新設小学校の通学路（案）及び交通安全対策についてに対する質疑を終結します。

休憩します。（午後 3時14分 休憩）

再開します。（午後 3時15分 再開）

次に進みます。

2、新設小学校建設工事請負契約及び工事工程（案）について説明を求めます。

初めに、奥山企画部財政課長、続いて棚谷教育委員会事務局学校建設準備室長からお願いします。

財政課長。

○奥山財政課長 それでは、2点目の新設小学校建設工事請負契約及び工事工程（案）についてのうち、工事請負契約について御説明いたします。

レジュメの3ページをごらんください。

まず、新設小学校工事に係る一般競争入札参加資格要件につきましては、設計金額が39億6,446万4,000円となっておりまして、参加者の形態を単体、経営事項審査の資格審査数値を1,300点以上、登録事業所の地域要件を埼玉県及び東京都、本店の地域要件はなし、工事実績要件につきましては、過去10年間に9億9,120万円以上の公共工事の施工実績及び公告日の前日に完成した和光市発注の工事のうち、工事成績評定結果における評定点が65点未満の工事が無いこととして公告いたしております。これに伴いまして、応札可能者数は58者となっております。

続きまして、イの入札執行方法につきまして、和光市建設工事一般競争入札執行要綱第12条の規定に基づき、入札に参加する者が2者以下の場合につきましては入札を中止してきたところでございますが、建設事業の急増による入札不調が多発している状況に鑑みまして、今回の入札に限りまして、入札参加者が1者でも入札が成立するものとしたしております。

ウの最低制限価格の設定についてでございますが、設計額が3,000万円以上の工事につきましては、低入札価格調査制度により執行してまいりましたが、平成28年4月開校に向け、早急に契約の相手方を決定しなければならない状況にあるため、最低制限価格制度による最低制限価格を設けることといたします。

エの入札及び契約スケジュールについてでございますが、既に11月10日月曜日に入札公告をして、12月10日水曜日午前9時30分が開札となっております。

それで12月16日火曜日、契約の相手方が議決事項となっておりますので、正副議長への提案説明をさせていただく予定です。

12月17日水曜日の正午までが仮契約の締結期限となっております。

12月22日月曜日、これは12月議会の最終日となっておりますが、追加議案として上程し採決をお願いするというスケジュールになってございます。

なお、2月17日までに仮契約いたしますけれども、議会の議決を経たときは、これを本契約とみなすということとなっておりますので、これで契約が成立というスケジュールになっております。

○栗原次男委員長 ありがとうございます。

続いて、学校建設準備室長。

○棚谷学校建設準備室長 それでは、続きとなりますが、(2)の新設小学校建設工事工程(案)について御説明いたします。

4ページをごらんいただきたいと思います。

建設工事概要としまして、1から18までの工事種別と工事内容を書かせていただいております。工事工程を作成する上では、工事種別の規模と期間、そして工事の流れをスムーズに行うことが必要になってきております。特に工程に影響のある工事部分につきましては、1の仮設工事、2の土工事、3の杭打工事、4、5、6の鉄筋、型枠、コンクリート工事、7の鉄骨工事、11の屋根及びとい工事、14の金属建具工事、18番の内装工事となっております。

また、電気設備工事といたしましては、受変電設備、照明設備、放送設備などがありまして、また機械設備となりますが、空気調和設備、換気設備、給排水設備などがございます。

このような工事種別によりまして、工事工程表を作成しております。工事工程(案)といたしましては、本契約となることにより、工事の開始となります。工事期間といたしましては、平成27年1月から始めまして15カ月となっておりますので、大変厳しい工事工程となっておりますが、契約を行った工事請負会社によりまして、また新たな工事工程の作成を行い、工事を行う予定となっております。設計事務所からの工事工程説明でも大変厳しい工事工程との話はございますが、平成28年4月の開校を目指しまして、工事工程(案)の説明をさせていただきます。

それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。

新設小学校建設工事工程(案)について御説明いたします。

左側に書いてあります工事種類となりますが、解体別途工事、次に、校舎側、体育館側、外構別途工事という形で書かせていただいております。

この右の部分は工程表となっております。

上から説明させていただきます。

下新倉保育クラブの解体工事の予定となりますが、12月、1月を準備期間と考えておりまして、2月より解体し3月で完了する予定となっております。

次に、新設小学校の校舎側となりますが、1月から準備、調整を行いまして、続けて地盤改良工事を行う予定としております。その下に書いてありますが、杭工事を始めるに当たりまし

では、準備期間といたしまして約2カ月以上の工事が必要となります。

次に、山留工事を行いまして、くいの子を続けて行う予定となっております。

校舎側の真ん中のラインになりますけれども、右側の流れで工程が書かれております。

続きになりますけれども、根切り工事を行い、次に、耐圧、基礎、1階床のコンクリート打設工事を2つに分けて行う予定としております。6月の途中にはタワークレーンを設置し、外部足場工事を行う予定としております。7月上旬から1階の立ち上がり、11月中旬前までで3階の立ち上げという躯体の工事を行う予定としております。屋根工事に続きまして、1階から3階までの内部の仕上げ及び設備工事を順次行う予定としております。

次になります、全体の建物を2つに分けて建築する計画にしておりますので、もう一つとしては、体育館側として工事を予定しております。校舎側の下のところにある工程表となっております。

体育館側も山どめ工事から始まり、校舎側と同じような工事を進めていきますが、規模や床面積が違うこともありますので、工事は少し早目に進みます。8月ごろには鉄骨工事を行い、10月下旬にはプール工事も始まってきます。平成28年3月の中旬までに行う予定となっております。

そして、足場解体を行いまして、外構整地という形で続けさせてもらいたいと思います。3月中旬には完了検査を行い、引き渡しを受けるという形になります。

次になります、下にあります外構別途工事となりますが、先行して校舎側の足場解体が必要となりますが、11月からグラウンドを整備する所に初め、平成28年3月中旬までに完成する予定となっております。

下のほうとなりますが、特に注意事項を書かせていただいております。

以上が説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

○栗原次男委員長 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑のある方、挙手を願います。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 当局から入札公告ということですが、公告の締め切り期間はいつになるんですか、何日間公告しているということになるんですか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 入札書の提出期間は平成26年12月5日午前8時半から平成26年12月9日午後4時までにしております。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうしますと、入札が実際に12月5日から始まって5日間ということ、その前までに、積算見積もりとかいろんなことを業者はしていかなければいけないことになるんですが、そうすると、25日間ぐらいその準備のための期間があるということですか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 そうですね。設計図書の閲覧、貸し出しについては公告日から行っておりますので、おおむね1カ月の期間をとっております。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 約39億円という、工事としては大規模になってくるので、それに対してこの公告期間というのは十分準備できるのか。時間がなくて、例えば積算についても、そういったものが適当になってしまうということの心配はないのかどうか、この点を伺います。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 私のほうでは専門的な設計に関する知識はないのでわからないんですけども、こちらの実施設計をやった業者等からも、設計するのに十分な時間は必要でしょうという意見を学校建設準備室を通していただきまして、十分な期間はとれているものと思っております。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 では、入札にかかわっての準備期間は保証していると理解します。

それで、先ほどの話ですと、応札可能者が58者ということですが、今のところ、この事業に対して質問とか説明とかをしてきている業者数はどのくらいありますか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 それにつきましては、入札公告期間中ですので、現状何者来ているかだとか、そこら辺についてはお答えすることができない状況でございます。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 確認です。問い合わせ件数等も言えないということですか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 全くゼロということではないとは申し上げられますけれども、具体的な数字等はお答えすることができない状況です。

○栗原次男委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 工期が大変短い中でやっていかなければいけないので、その意味で例えば応札者が多ければ、これは受注してくれる可能性があるなということを踏まえられますが、その点ではこれは契約が成立する見通しはどうか。難しいですか。把握できていませんか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 これにつきましては何とも言えないところなんですけれども、12月10日に開札したときでないとわかりません。

○栗原次男委員長 齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 それでは、今回の入札に関して最低制限価格を設定するということですが、品質の保証等の兼ね合いで今回、短期間で入札に対応しなければいけないということで、低入札価格調査制度から最低制限価格に変更したということ、この点については、品質の保証

に関してはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 基本的に最低制限価格というのは、大規模な工事と比べてコスト削減の余地がないものをメインに設定しているわけなんです。和光市の場合は設計額130万円以上、3,000万円未満の工事につきましては最低制限価格を設けておりまして、3,000万円以上の工事につきましては低入札価格調査制度を活用しているところでございます。

ただし、こちらのほう、もし調査基準価格を下回って応札された場合、その後調査会を開きまして、業者等からいろいろな資料ももらいまして、検討していかなければなりませんので、それにおおむね2週間かかってしまう形になります。

ですから、12月10日に開札して契約の相手方の候補が見つかるわけなんですけれども、それが調査基準価格を下回った場合に、そこから2週間となると、年内に仮契約を結んで、契約の相手方として議決を得ることは難しい状況でございますので、最低制限価格という形をとらせていただきました。

あと設計金額に関する基準も、低入札調査基準価格も最低制限価格も同じですので、それほど大差はないのかなとは考えております。

○栗原次男委員長 吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 工程案の中に注意事項というところで、工程が厳しいことにより作業時間の確保は必要ですということが書いてありますよね。それで、厳しい工程の中で実際の作業に当たる現場で、事故や何かが起きないようにしなければいけないということが一つ。それから、労務単価の値上げなどもあって、金額の変更もしてきているわけなんですけれども、どういう形で現場の労働者の確保だとか、そういったものが設計等に反映されているのか、とても心配なんです。

その辺については入札にかけて、応札してくるほうでも、相当厳しさというのは自覚して応募してくるわけですが、その辺はどう見えていますか。

○栗原次男委員長 学校建設準備室長。

○棚谷学校建設準備室長 これから工事を行うので大変厳しい工程だということで、先ほど説明をさせていただいております。ただし、今回の業者の方は大手の方を、できれば実績のある方を希望しているということになります。労務単価等ありますけれども、大手の方にはそういうことに対していろいろとできることもあると思いますので、対応してもらうことは可能かと考えております。

あと労働時間とか、そういう面に関しては、今現在、この工程の中では1年間通して書いてあります。その中で、当然夏休みとか冬休みとか、期間の長い休みも計画の中には普通は入れる予定となりますが、そういうものも考えて、時間を見ながら、ある程度ゆとりを確保しながら進めていければとは考えております。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 このところずっと、入札が不調になっている例がすごく多いんですけども、このスケジュールでいったときに、例えば応札がなくて不調になったときの再入札のスケジュールは今から考えていますでしょうか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 今回の入札につきましては、電子入札で行いまして、全ての入札の金額が予定価格を超えた場合につきましては、翌日に再度札を入れていただく形になります。

ですから、12月11日に再度札を入れてもらうわけなんですけれども、それでも予定価格を下回らない場合につきましては随意契約となります。ただし、予定価格の範囲内で随意契約してくれる業者があれば別ですけれども、基本的には再度設計をし直しまして、改めてまた入札という形になります。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 最悪の場合、今こういう時期ですので、そういうケースもやはり考えておかなければいけないと思うんですね。そういう意味で伺ったんですけれども、そうなったときに設計もし直すとなれば、また相当な時間がかかりますよね。そうすると、次の入札はいつごろになるんですか。

○栗原次男委員長 財政課長。

○奥山財政課長 再度設計のし直しという形になりますと、少なくとも1カ月はかかるものと思われま。

○栗原次男委員長 村田委員。

○村田富士子委員 ぜひそういうことも想定をしながら、進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○赤松祐造副委員長 議事を委員長と交代します。

栗原委員。

○栗原次男委員 1点だけお伺いします。不調になった場合、平成28年4月に開校は到底無理と思われるんですが、学校建設はおくれても間違いなくやるという方向づけになるのでしょうか。

○赤松祐造副委員長 学校建設準備室長。

○棚谷学校建設準備室長 1年おくれてもやっていきたいと考えております。

○赤松祐造副委員長 栗原委員。

○栗原次男委員 はっきり言って物すごい不調みたいなんです。心配かけるようなんですけれども、不調になったときに今度は、平成28年4月からの白子小学校がパンク状態だという、その対策も一応考えておいてください。要望です。

○栗原次男委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて、2、新設小学校建設工事請負契約及び工事工程(案)についてに対する質疑を終結します。

休憩します。(午後 3時41分 休憩)

再開します。(午後 3時45分 再開)

次に進みます。

3、(仮称)和光市立下新倉小学校及び学校併設施設利用等検討委員会の報告について説明を求めます。

教育総務課長、お願いします。

○河野教育総務課長 それでは、3、(仮称)和光市立下新倉小学校及び学校併設施設利用等検討委員会の報告をさせていただきます。

今回の報告は検討委員会でまとめられ、11月20日の定例教育委員会へ報告される報告書の概要となっております。

(1) 検討委員会設置等の目的。

新設小学校には図書館分館、児童館・保育クラブなど地域の方が利用する施設が併設されることから、基本設計を取りまとめるに当たり市民参加によるワークショップを開催し、学校との併設を生かす配置等の提言をいただき、ハード面での基本設計への反映を図りました。一方、利用や運営などソフト面では、学校開放や併設施設の利用に関する諸課題について、行政での検討が必要であったことから、今後の方向性をまとめ、各担当課での計画に資するために当委員会を設置いたしました。

(2) 開放の考え方。

「地域の生涯学習やまちづくりの拠点にもなる学校施設」を施設整備の基本理念といたしまして、学校が有する教育施設を地域に開放することで、地域との連携を深め、地域から信頼される学校づくりを推進し、地域の教育力の向上が期待できる施設として開放していきます。

(3) 学校施設の開放範囲。これは資料7、学校開放施設及び共用施設説明図もあわせてごらんいただきたいと思えます。

地域から信頼される学校づくりを推進し、地域の教育力の向上に寄与していくことを目的として、学校が使用していないときの教育施設は積極的に開放していくために、原則として普通教室、管理諸室以外を開放範囲といたします。

(4) 施設所管区分。こちらも資料8の施設所管区分一覧表、資料9の施設所管区分図をあわせてごらんください。

学校施設、併設施設、道路施設に分類し、さらに学校施設については、学校専用施設、学校開放施設、共用施設に区分いたしました。一般的に管理責任者は施設管理責任と運営管理責任をあわせて持つこととなりますが、この検討を進めるに当たりましては、管理責任を施設管理責任と運営管理責任に大別し、施設所管区分の基本的な考え方を整理いたしました。学校開放施設については、施設管理責任者を教育総務課長とし、運営管理責任者を学校長、開放時には

指定された者といたしました。

続きまして、（５）開放期間及び時間帯。こちらも資料10、開放施設となる時間帯No.1、2をあわせてごらんください。

授業期間中の平日は、18時から21時30分までとする。また、土日祝日及び長期休業中の平日についても現行制度での土日祝日の開放時間、9時から21時30分までと同様に開放を行います。ただし、いずれの場合であっても学校活動を優先といたします。

（６）学校施設開放の方法。

ア、特別教室（家庭科室、音楽室、図工室）、そして会議室ですね。

学校施設の開放を生涯学習の場として行い、利用手続は、公民館に準じた方法により利用登録団体へ開放いたします。

イ、学校図書室、けやきテラス、多目的室。

学校図書室は、図書館分館との相乗効果を求め、配置メリットを最大限に生かすために、図書館分館の開館時間とあわせた常時開放として行い、学校の使用時は地域へ開放しないことといたします。多目的室は、防犯上の配慮から隣接する図書館分館の開館時間に合わせた開放となることに伴い、学校図書室と同様の運営形態といたします。けやきテラスは、学校施設の開放時間を基本とする中で図書館分館の開館時間と合わせた開放としますが、実情に応じた開放について検討していくものであります。

ウ、屋内運動場、グラウンド。

今まで学校開放は責任者の置かれた利用登録団体のみに開放していました。そのため、利用登録団体に所属しない不特定多数への開放（以下「地域開放」といいます。）について検討を行い、これまでの学校開放をベースとして、既存の枠組みの中に地域開放日を組み込んでいくものであります。

エ、プール。

太陽熱の利用によりシーズン延長を図れるよう計画していますが、温水機能を備えていないため、5月から10月の利用期間を見込んでいます。開放後の通年実績を見ないと利用期間やその時間帯の確定が困難であるため、初年度については現行制度の学校開放に準じた方法による利用登録団体への開放での試行とし、地域開放についてはその現状を踏まえて検討してまいります。

続きまして、（７）全体的な運営管理。

児童の防犯面や学校活動との調整を図り、複合施設での学校開放や相互利用を実現するための検討を行い、以下のとおりとなりました。

ア、学校と併設施設（図書館分館、児童館・保育クラブ）による複合施設内での横断的な連絡調整の場を設ける。

イ、学校関係者、併設施設管理者、保護者の代表、地域（自治会）の代表者、開放施設を利用する登録団体の代表者による新設小学校の開放のあり方にかかわる協議の場を設ける。

なお、アとイは学校を運営主体とし、学校長は学校管理の立場で随時指導または助言を行えるものとする。

ウ、学校施設の開放時には管理人を置く。管理人は、施設自体（駐車場・駐輪場を含む）の開錠・施錠等通常の管理、開放施設利用者との鍵の受け渡し、日誌の引き継ぎ（開放施設利用後の状況の確認ほか）を行うものとし、日誌は学校長及び運営管理責任者へ引き継ぐものいたします。

（８）利用手続き等。

利用登録団体の登録は事業所管課ごとに行っており、予約等の開放にかかわる手続きを現地でまとめて受けるのは困難であるため、現行制度の学校開放に準じた手続きによるものとするが、開放施設利用にかかわる鍵の受け渡しは一元化して管理することで利便性を図る。利用料金については、開放に当たっては課さないことが望ましいが、今後の公共施設等の開放のあり方にかかわる社会的な状況も想定して検討していくものいたします。

なお、初めにお話しさせていただいたように、検討委員会の報告書につきましては、11月20日の定例教育委員会に報告後、市長、議長への報告、その後、市のホームページでの公表を予定しております。今後におきましては、報告書の検討結果に示された方向性を学校開放等の基本的な指針として各担当課での計画として進めていくことを予定しております。

○栗原次男委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。

猪原委員。

○猪原陽輔委員 （７）の全体的な運営管理のうちの、ウの管理人の箇所でお伺いしたいのですが、この管理人の体制と配置について、平日と休日それぞれでお伺いしたいと思います。

○栗原次男委員長 学校建設準備室主幹。

○長坂学校建設準備室主幹 管理人の配置につきましては、交流ラウンジでの配置を考えております。時間帯につきましては、先ほどレジュメの中で説明があったんですけども、（５）に原則的な時間帯を書かせていただきました。この中での配置ということで考えております。

○栗原次男委員長 猪原委員。

○猪原陽輔委員 （８）の利用手続き等のところでお伺いしたいのですが、特別教室とかグラウンドとかプールといった開放施設がありますが、これらの予約を受ける際に公共予約システムを使う予定はあるのでしょうか。

○栗原次男委員長 学校建設準備室主幹。

○長坂学校建設準備室主幹 各担当課が準備を始めていくための合意事項がまとめられましたので、各課でこれに基づいて準備を進めていくという状況でございます。その中でそういったものの採用があるかどうかということも今後検討していくものと考えております。

○栗原次男委員長 齊藤克己委員。

○齊藤克己委員 今回この併用施設の開放時間帯が出ているんですけども、図書館分館はどのような時間帯になるのか、それを確認します。学校の施設等も供用させていくことになろうかと思いますが、その点について確認をさせてください。

○栗原次男委員長 学校建設準備室主幹。

○長坂学校建設準備室主幹 資料の中でも調整中と書かせていただいております。こちらの検討につきましては、地域のニーズを踏まえる中での開館時間としていきたいと考えておりました。今後の調整次第ということで御理解いただければと思います。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 プールの利用についてです。利用等は初年度は登録団体のみということなんですけれども、和光市児童プールが中止中で、近隣では朝霞市も閉鎖しています。プールが来年、再来年開放されればかなり人気になると思うので、登録団体でなくても夏場シーズンは市民であれば利用できるようにしたほうがいいと思うんですけども、その辺は今後考えていくのでしょうか。

○栗原次男委員長 学校建設準備室主幹。

○長坂学校建設準備室主幹 こちらにつきましてはプールのところで書かせていただいたんですが、温水機能を備えるものではございません。ですので、通年の実情を見なければという状況がまず第一にあります。それと、その状況を踏まえた中で地域開放していくということになりますと、やはり監視体制の充実ということも深く検証しなければなりません。その辺も含めまして1年間は検証期間とし、試行とさせていただきたいということで考えております。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 結構市民のニーズがあると思うので、オープンすれば市民や地域の人が喜ぶと思うんですよ。だから、早目に、1年置かずに開放したほうがいいと思うんです。それをぜひ検討していただくのと、これは一般市民は無料ではないと思うんですけども、その辺はどう考えているのでしょうか。

○栗原次男委員長 学校建設準備室主幹。

○長坂学校建設準備室主幹 最初から市民プールの開放をするということではなくて、まず安全管理体制のとれる団体が、その団体の事業として水泳教室のような形で地域と交流できないうかということ、初年度はやっていきたいと考えております。その上で状況を見まして、地域開放ができるものなのかどうかという検討をしていきたいと考えております。

○栗原次男委員長 赤松委員。

○赤松祐造委員 ぜひ検討していただいて、地域の方への開放を少しでも早くお願いしたいと思っております。これは要望です。

○栗原次男委員長 吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 利用手続き等の検討状況の中に、利用料金について書いてありますよね。

それで、今後の公共施設等の開放のあり方にかかわる社会的な状況も踏まえて考えていくということなんですけれども、現在学校開放では例えば体育館とか市民開放していますでしょう。そういうのも含めてこの新設校についても考えていくと。だから、今現在無料で開放しているところも有料化するという方向性を持った上での考え方なんですか。

○栗原次男委員長 学校建設準備室主幹。

○長坂学校建設準備室主幹 既存の学校の開放日は、議員おっしゃられたとおり、現在、利用料金を課しておりません。それで、学校開放のあり方でも書かせていただいたんですが、学校が使っていない場合は積極的に施設を開放して、生涯学習の場を提供することによって、地域から信頼される学校づくりをしていきたいということを開放の考えに掲げております。

ですので、利用料金は開校に当たっては課さないというのが望ましいとさせていただきました。ただし、市内の公共施設の使用料の適正化を図る見直しも行われている状況ですので、余りにも社会的な状況と乖離はできないということで今後は検討もさせていただくと書かせていただいています。ですので、開校に当たっては利用料金は課さない予定でございます。

○栗原次男委員長 教育総務課長。

○河野教育総務課長 それに加えて、基本的には今そのような考えはないんですけれども、この文面のとおり、社会的な変化で全国的にそういう考え方が出たとき、そういうものも含めまして、レジュメには想定して検討していくという表現をさせていただきました。

○栗原次男委員長 佐久間委員。

○佐久間美代子委員 7ページの全体的な運営管理（検討状況）と書いてあるわけですが、児童館と保育クラブは今まで指定管理者制度で、社会福祉協議会がやっていたけれども、ここにはそういう状況を書いてないので、そういう関係でこの新しい施設についてはどうなるのかということ伺いたいです。

○栗原次男委員長 保健福祉部長。

○東内保健福祉部長 現在の指定管理者については来年度いっぱいですが、次の保育クラブ、児童センター等につきましては、現在策定している子ども・子育て支援事業計画の中で次の分野として指定管理者の方向性でいくのか、また違うものでいくのかということも検討するんですが、基本的には指定管理の方向で今、議論は進んでいます。

ただし、そこには公募選定等がございますから、社会福祉協議会が選定していくということに限ったことではございません。今後は公募選定をしてきちんとやっていきたいと考えています。

○栗原次男委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がありませんので、以上にて、3、(仮称)和光市立下新倉小学校及び学校併設施設利用等検討委員会の報告についてに対する質疑を終結します。

以上にて(仮称)和光市立下新倉小学校建設等の進捗についてに関する質疑は終結します。

次に進みます。その他として、学校建設等特別委員会の今後のあり方についてです。学校建設等特別委員会は平成25年11月14日に今後の方向性を審議し、平成25年12月定例会から一般質問を可能にし、必要に応じて開催してきました。また、今度の12月定例会に小学校建設工事の請負契約の議案が上程される予定であり、議決されれば本特別委員会も一定の区切りがつくと思われま

す。そこで、学校建設等特別委員会の消滅についてです。消滅の手続はさまざまな形式があります。決算審査特別委員会のように、付託された案件を審査し、委員会報告書の提出及び委員長報告を経て、案件を議決し、消滅するものや、総合体育館建設問題対策特別委員会のように議員の任期が満了すれば本会議及び委員会の活動は自動的に停止となりますので、任期満了と同時に特別委員会が消滅するものなどがあります。

今回の学校建設等特別委員会については、付議事項が「学校建設及び適正な配置に関することについて」と抽象的であること、来年の4月に改選期を迎えることから、12月定例会で中間報告を行い、以降、特別委員会を開催する必要がなければ、議員の任期満了とともに特別委員会を消滅する手続としたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしますので御承知おきください。

なお、特別委員会が消滅すれば、委員の資格は自動的に失うことになります。また、消滅後は必要があれば、改選後の議員の方々に御協議いただき、新たに設置する形となりますので、よろしく願いいたします。

本日の案件に関する審査は終了しました。

なお、委員長報告及び記録の作成については、委員長に一任願います。

以上をもちまして学校建設等特別委員会を閉会します。

午後 4時11分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 栗 原 次 男